

# 「混入」考

——「横川景三集」の場合

## 朝倉尚

### I 他作者の作品

個人の別集に他人の作品が納められることは、編纂態度の不徹底とも解される。が、横川の場合は自筆本も残っていることであり、あえてそれらの作品を収載した横川自身の意図を推量することが可能である。

#### (序文・跋文)

他人の作品であることが明白でありながら、むしろ作品集にとつて歓迎されるものがある。序文や跋文である。作品集の著者である本人が求めることが多いが、弟子をはじめとする編纂者が求める場合もある。横川の場合を図表化すると、次のようになる。

性格を具有する「横川景三集」である。

「横川景三集」の特徴の一つに、横川以外の作者の作品が収載されていることがある。さらには、横川自身の作品であることは明白ながら、一見したところでは他の作者の作品とも解されるものも含まれる。これらの作品について、「混入」の観点より検討を加え、整理を施すのが、本稿の目的である。(ただし、「横川景三集」の底本の中

で、例えば自筆本である尊経閣文庫蔵『補庵京華新集』の末尾に、後代の別人の追記、筆録が存する。これら後人の手に成る「混入」については、原則として、取り上げなかった。) 蔵『補庵京華新集』の末尾に、後代の別人の追記、筆録が存する。これら後人の手に成る「混入」については、原則として、取り上げなかった。) 蔵『補庵京華新集』の末尾に、後代の別人の追記、筆録が存する。これら後人の手に成る「混入」については、原則として、取り上げなかった。)

題名	署	名	所収作品集名
(1)	右書横川三藏主疏藪後、皆寛正壬午臘月八日也、臥雲周鳳、	右書横川三藏主疏藪後、皆寛正壬午臘月八日也、臥雲周鳳、	荻荷集
(2)	寛正五年甲申臘月念七、臥雲山人周鳳、	寛正五年甲申臘月念七、臥雲山人周鳳、	小補集
(3)	應仁二年龍集戊子仲夏望(日)、泉南臥雲散人叙、	應仁二年龍集戊子仲夏望(日)、泉南臥雲散人叙、	小補東遊集

(4)	文明改元己丑孟秋晦、臥雲 七十九老衲周鳳、書于北岩 客禮、	小補東遊後集
(5)	書横川三蔵主 東遊續集後	文明壬辰九月 日、臥雲八 十二老衲周鳳、 小補東遊続集

五篇のすべてを瑞溪周鳳(九一七—一三四)が作製している。瑞溪は横川が尊崇した文筆上の師であった。(3)の跋文と(4)の序文に代えた二詩については、近江国の永源寺を中心とした横川の避乱先における作品(集)に対するものである。瑞溪の避乱先である北岩蔵の慈雲庵を訪れて依頼したものである。師弟愛もさることながら、明日の命をも知れない時だけに、後世に遺すべき作品(集)に対する執念を痛感する。

序文や跋文を付する最大の目的は、作者と作品を称揚することにより、作品集に光彩を添えることにある。そこで、例えば当代を代表するような文筆僧に求められなければならない意義が失われる。作品集の作者が年長で、しかもすでに高名である時には、同時代の文人にその作製を依頼することは困難となる。さらに横川の場合は、草稿本とは言え、自らが編纂した自筆本に対する序文や跋文の作製依頼であったと解される。初期の作品(集)のみが対象となり、作者が瑞溪一人に限定されているのは、無理からぬことである。瑞溪が文明五年に八三歳で死去した時、横川は四五歳であった。

(紀行)

『小補東遊集』は、特異な紀行文としての性格をも具有した作品集として知られる。横川は、応仁の大乱を近江国の山上の瑞石山永

源寺に避ける。その逃避行が『小補東遊集』に記録されている。京洛の僧で近江に避乱したものは多く、邂逅を喜び、共に遊び、聯句を製し、詩を詠することがあった。横川自身の作品とともに、他人の作品が記録・収載されている場合について一覽表化すると、次のようになる。

作	品	作	者
(1)	「湖上逢故人」詩、聯句一卷	月翁、横川、桃源、春坡、勤公、	
(2)	遊瑞草・小倉実澄宅詩 題錦監亭 遊永源寺 宿曹源寺 宿永源寺寄星長老 <small>殿高田名、親 聖乃御行子、</small> 題永安寺壁 蜀後話 <small>梅舟小倉 私宅</small>	横川、桃源、景徐、小倉公 実澄、 横川、桃源、景徐、実澄、 横川、桃源、景徐、実澄、 横川、桃源、景徐、実澄、 横川、桃源、景徐、実澄、 横川、桃源、景徐、実澄、	

応仁元年八月二十四日に出京した横川は、途中、兵主の安楽寺に月翁周鏡を訪れる。安楽寺には二十六日より晦日に至るまで滞在するが、その間に聯句二百韻と「湖上逢故人」詩が製せられている。『小補東遊集』には、聯句については、「八月廿六日、會安樂高、菅廬・化蝶・童裳、皆寺十境」と注された「聯句」一卷のみが、作者名無記のままに収載されている。「湖上逢故人」詩については、横川の叙文と詩のほかに、月翁、桃源瑞仙、春坡、勤公の詩をも載せている。勤公に対する注記には「桃源弟」とある。形式の上からは諸僧の詩に付されたかに見える叙文が、一行の途次における命が

けの危難の有様をも描写し、紀行文としての性格を有する。横川が随侍した諸僧の作品をも収載したのは、危難を脱して命を永らえた証としての「湖上逢故人」詩会が催されるに至った経緯を記述するにあたっては、その全容を写して記念の一篇として完結すべきであると考えたのであろう。

十月には、しばらくの落ち着き先とした桃源の郷寺である市村の慈雲寺から、山上の永源寺と佐久良の地の豪族である小倉実澄邸に遊んでいる。一行は横川と桃源に景徐周麟であり、実澄が紅葉の永源寺に出迎えている。各地、各所で詩を製している。十一日に「題錦藍亭」「遊永源寺」「宿曹源寺」題詩、十三日に「宿永源寺寄呈長老」「題永安寺壁」「朔後話梅」題詩を製している。「小補東遊集」には、横川自身の詩作のほか、いずれの詩題についても、桃源、景徐、実澄の作品が併せ収められている。そしてその上に、実澄の需めに応じ、長文を添えて「後語」としている。末尾には「十五日、告歸、公請景徐、書向來所賦者、徵後語於余、辭之不允、走筆而書」とあり、「應仁初元丁亥小春十五日」と署している。景徐が執筆役として詩作を記録していたようであり、横川もそれによって全詩を写したものであろう。これから先、永源寺に避乱中、手厚く庇護してくれたのは小倉実澄である。この実澄との出会いであり、全容を写して記念すべき一篇として完結させたかったのであろう。

#### (唱和)

他者との唱和を、そのまま収載することがある。

『補庵京華統集』には、文明十三年十一月七日の作品として横川の「題大錯庵壁」題詩があり、次いで(1)「大錯和」題詩を収載する。『補庵京華新集』では、文明十七年の作品に横川の「賀大錯移

居」題詩があり、次いで「大錯」と作者名を注記する(2)「和」題詩を収載する。(2)詩の結句には「白髮蒼顏七十三」とあり、作者は文明十七年(一八八五)時に七三歳であった。時に横川は五七歳である。

右の場合、(1)と(2)の和詩がいずれも大錯老人の作品である点に注目される。自己の唱詩に対して贈られた和詩を、自らが編纂する作品集に収めること自体は、容易なことであろう。が、個人の作品集の中には、他僧の和詩までを収めないのが編纂の常識である。それだけに、大錯老人が横川にとって、特別に因縁の深い僧であったことが知られる。なお、『補庵京華統集』の文明十四年の作品には「二月七日、天地庵主大錯至。此夕夢中得兩句、大錯原曰、吉、予吟曰、錯、仍足后句、書付大錯云」詩もある。大錯が夢中で得た兩句に横川が兩句を足して一首としている。(1)文明十七年度の唱和については、を参照。作品の記載も存する。(2)『藤原軒日録』の長享二年二月二十六日、二十七日条には、横川が大錯老人のために設けた「忌齋」に関する記事が存する。(二十)

#### (備志)

横川は、他者の作品に意義を認めた場合、自己の作品集にも転載することがあった。

『小補東遊後集』には、寛正二年に製せられた横川の「群靈拈香」法語が補入されている。この法語作品は巻軸より転載されたようである。軸装に際して付された瑞深周鳳の跋文も、そのまま収載されている。跋文の末尾には「寛正三年壬午六月晦日、臥雲周鳳書」と署される。

『補庵京華前集』には、文明七年の作品群中に「禪院諸件銘」文以下が収められる。横川の製した「禪院諸件銘」文は、義堂周信の自筆の「近來京中禪院諸件」を中心とする巻軸に対する銘文である。この義堂の自筆法式は、瑞溪がこれを得て軸装するに際して、

雲章一慶に命じて後序文を製させ、義堂の『空華日用工夫集』の兩日の記事を抜書し、その上に自らも跋文を製して、添付している。

これらを目前にした横川は、看過するに堪えず、一、一を作品集集中に転載している。この間の心情を、横川の銘文に付された後叙文の末尾に「嗚乎、今時學佛之徒、安其居飽其食、終身汲々於世故者、

得見此幅、其不少愧乎、予載之京華集中、係以銘文、庶置座右、以自戒也、補菴景三」と記している。今時の學仏の徒に対する教訓であるとともに、自戒のためでもあった。(なお、『藤源軒日録』の延徳四年三月七日条によると、舟泉集にもこの「義堂和尚波林之法式之軸」を借り、転写している。当時この軸は、瑞溪の法嗣である整英辨芳の發售である。臨雲院の常喜軒に所蔵されていたようである。ただし、同日条には横川の製した銘文についての記事は見られない。)

『補庵京華統集』には、文明十四年の作品群に、攸叙承倫の撰した「東山養源院記」を転載した上で、直前に配する「培睡齋説」ともども、廷材慈樟の依頼でこれら作品を軸に製するに到った経緯を記す後序文を添付している。末尾には「文明壬寅林鍾、景三誌」と署している。東山の養源院は、旧名を長生軒と称し、曇仲道芳の塔所であった。曇仲の法嗣が横川、廷材である。攸叙は空谷の法嗣であり、曇仲とは法の上での兄弟である。横川にとって養源院は因縁の深い塔頭であることから、備忘のためにも転載されたものである。

(なお、横川自身の底本は、この箇所が切り取られており、新たに眞林承平の筆で補写された上で、その類末が跋文として記される。詳しくは『五山文学新集』第一巻一解題参照。)

『補庵京華別集』には、文明十七年の作品として「五派一滴圖」事詳を収めた上で、横川の「五派一滴圖后序」文を付し、さらに「大慈普覺禪師法語」より中証居士に示した法語を抄出している。

「五派一滴圖」は、南禅寺の日菴一東が道原や夢堂曇暉や虎関師鍊

等の所説を图示して要約した作品である。後序文の末尾には「文明乙巳小春吉辰、小補横川叟」と署している。「大慈普覺禪師法語」より特別に抄出したのは、後序文の中の「予嘗聞大惠法語、有爬着癢處者、一滴之外、更添一滴、以爲談助云。」を承けたものである。宗門の要事であることから、備忘のために転載されたものであろう。

『補庵京華新集』には、文明十八年の作品として「桃源作」と注記した「崇壽謝語」が筆録され、横川のそれを証する詞が付される。桃源瑞仙は文明十八年八月三日に相国寺の公帖を受け、十六日入院している。横川は崇壽院塔主として、「当晚小參」の謝語を受けている。崇壽院は夢窓の塔所・開山塔である。桃源は横川の親友であり、記念すべき謝語として転載したものであろう。

他僧の作品として最も多く収載されるのは、希世靈彦(○三二八)の作品である。「横川景三集」に筆録されている作品について、その題辭を『村庵藁』の題辭と比較すると次のようになる。

	「横川景三集」題辭	製作年	「村庵藁」題辭
(1)	雪夜與客論詩 <small>希世來功、會者十句題、評詩五十韻</small>	文明4年	雪夜與客論詩
(2)	又 希世作、 清明日看花 <small>希世來功</small>	文明5年	清明日看花 <small>突已、在東京</small>
(3)	又 希世作、 惠日東川旭侍者、從子游有年矣、(下略)	文明5年	次韵横川老人送東川侍者之江州
	岩栖希世、和此詩、書此紙空處、題曰、和横川老人詩、贈東川侍者、 <small>灵彦云々</small>		



いるものがある。横川の注記が、他僧の代作であることを示している  
と解される。実態を一覧表化して示す。

(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	
仙桂字説 梅雲代	智鳳居士像贊 景徐代	淡州儂讃 彦龍代	季昭字説 彦龍作	泉叔字説 景徐代	疎 用林材藏主代	慶子敬住建長同門 季玉球藏主代	如琢字説 彦龍興藏主代	賦芍藥招人遊丹陽 詩後序 彦龍興藏主代	希谷字説 桂林昌首座代	古印字説 彦龍興藏主代	大夏字説 景徐周麟藏主作	古碕字説 祖溪浚書記作
延徳4年	延徳2年	長享3年	長享2年	長享2年	文明15年	文明15年	文明15年	文明14年	文明13年	文明8年	文明7年	
	蟄河智實居士	淡州太守成伯居士遺像贊	季昭字説 <small>代小補時</small>	泉叔字説			賦芍藥招堯伯詩 <small>跋代小補時</small>		古印字説 <small>代小補時</small>			
	翰林胡蘆集	半陶文集	半陶文集	翰林胡蘆集			半陶文集		半陶文集			

一二篇の作品に共通しているのは、字説作品が八篇を占めること

に象徴されるように、いずれも大作であることである。横川は、これら大作を製するに足る力量を備えた僧を選び、代作を依頼したものと解される。依頼された僧は、言わば横川の鑑識にかなった僧ということになる。また、代作僧を選定するにあたっては、おそらく横川に親炙した僧の中から選んだことであろう。横川の代表的な門生ではないかということにもなる。彦龍周興の四篇が最多であり、景徐周麟の三篇がこれに次ぎ、他はそれぞれ一篇である。それそれの作品の製作年代について言えば、文明七年から横川の死去の前年の延徳四年にまで及んでいる。

注記された僧の作品集に同じ作品が認められることがある。『半陶文集』と『翰林胡蘆集』の題辭では、代作作品であることを注記しない場合もあり、注意を払う必要がある。

「祖溪浚書記」は文明七年に(1)「古碕字説」を製している。浚と潜は通ずる。祖溪徳潜の代作であり、字説の後には横川が証明の語を付している。その冒頭に「古碕説者、祖溪浚公記室、代余所作也」と、代作であることを記す。末尾においては、「余於京華集、載公此文、蓋借其重者也、東坡曰、唐無文章、惟李愿婦盤谷序一篇而已、後世有博雅君子、見此集者、必曰、京華無文章、古碕説一篇而已矣、一笑、文明乙未八月初四日、南窓雨霽、小補子書」として、口を極めて推賞している。転載された祖溪にしてみれば、称揚の辭が添えられ、これほど名替なことはない。祖溪は、建仁寺瑞光庵の喜足の門に入ったが、天隱に親炙して外学を受けた。「古碕字説」の冒頭には「播之龍門、有佳年少、松其諱者、問家譜則赤松之華胄也」とあり、古碕が赤松氏の一族であったことが判る。字説の製作、代作にあたっては、赤松氏と特に深い因縁で結ばれた天隱の

推挙が存したのかもしれない。

「景徐周麟藏主」は文明八年に(2)「大夏字説」、「景徐」は長享二年と延徳二年にそれぞれ(8)「泉叔字説」と(11)「智鳳居士像贊」を製している。(2)「大夏字説」は、冒頭に「龍門有佳少年、其諱曰棟、乃集龍老師之舍館也」とあり、横川と同じ空谷門下で、愚溪統慧に嗣法する大夏承棟のための作品ではあるまいか。なお、この「大夏字説」については、景徐の作品集である『翰林葫蘆集』に収められていない。代作作品に対する考え方が潔癖で、しかもいまだ作品集を編纂する意志が熟していなかった時期の製作であるために、筆録することを欠いたものかもしれない。(8)「泉叔字説」は、美濃の僧である□亀に与えられている。この字説については、景徐の『翰林葫蘆集』にも認められるが、横川に命ぜられての代作である由を注記していない。本文にも小異同が存し、特に『翰林葫蘆集』では末尾の「長享二年八月吉辰、前南禪横川景三」の署名を欠く。『翰林葫蘆集』に拠る限りでは、代作作品であることを判断することができない。そこで、例えば本文中に「美之陽有神童、其諱曰龜、今承ナシ國王翁之所名也、主翁乃吾正覺・師祖華曹、而予之故人也。」(『翰林葫蘆集』を底本とし、「補庵京華外集」とある。『翰林葫蘆集』の本文のみに「異同を傍註した。傍点は私に施す」とある。『翰林葫蘆集』の本文のみに拠れば、この「予」が横川を指していると理解するのは不可能である。そして、さらに恐ろしいのは、この本文を根拠にして、景徐と「承國主翁」(純中金鏡)とが親交を有したとする、誤った人間関係を設定させることである。『翰林葫蘆集』の編纂態度は、「泉叔字説」に限定して言えば、杜撰であり、不親切であると言えよう。(11)「智鳳居士像贊」は、蛭川貞雄の肖像に対する賛詞で、四六文で製

せられている。景徐の『翰林葫蘆集』には「蛭川智賢居士」題で収められるが、やはり横川のための代作作品であるという注記を欠く。景徐が直接に依頼されて製した作品と解し、蛭川氏との親交を想定する読者を生む可能性がある。また、『補庵京華外集』には末尾に「蛭川玉岩智賢居士肖像、令嗣今丹州太守宮道貞相請贊、延徳二年仲春吉辰、小補横川景三」と署しているが、『翰林葫蘆集』では、欠いている。蛭川貞雄は法名を玉岩智宝(鳳)と号した。賛詞は、息男の蛭川貞相の依頼によって製せられた。なお、景徐周麟(四一—一八)は、横川と同じく夢窓下ではあるが、龍湫周沢を祖とする寿寧門派に属し、用室中材に嗣法する。横川が明応二年(四九三)に六五歳で死去した時には、景徐は五四歳であった。景徐は、得悟の上でも文筆の上でも、横川を師として仰いでいる。それぞれの作品集を較べる限りでは、彦龍には及ばないが、横川に親交していることは歴然である。横川の門生を代表する立場にあったと推される。

「彦龍興藏主」は文明十三年と文明十五年にそれぞれ(3)「古印字説」と(5)「賦芍藥招人遊丹陽詩後序」、「彦龍」は長享二年と長享三年にそれぞれ(9)「季昭字説」と(10)「淡州像讚」を製している。(3)「古印字説」は、近江の僧である□竺少年のために製せられている。彦龍の作品集である『半陶文集』では横川(小補)のための代作であることを注記する。本文には小異同が存するのみであるが、『半陶文集』の末尾には、『補庵京華外集』に存する「辛丑暮春吉辰、前相國小補景三」の署名を欠く。(5)「賦芍藥招人遊丹陽詩後序」文は、丹後国の郷寺に淹留する南禪寺堯伯少年に對し、速やかなる帰洛を促すために、洛社の諸老が芍藥の詩を賦して詩軸を完成した折

の跋文である。『半陶文集』では、横川のための代作であることを注記する。(9)「季昭字説」については、彦龍と同じく夢窓下の春屋妙葩を祖とする鹿王門派に属する季昭等隣に与えた字説である。同じ門派に属することからも、彦龍に代作を命じたものかもしれない。『半陶文集』では、横川のための代作であることを注記するが、

『補庵京華外集』の末尾に認められる「長享徳二年十一月吉辰、前南禪横川景三」の署名を欠く。(10)「淡州像讚」詞については、四六文で製せられ、『補庵京華外集』の末尾には、「近藤氏左金吾春能、乃淡州府君南陽院殿成伯大居士世臣也、命工繪府君像乞讚、長享己酉六月吉辰」と、付記が存する。その臣であった近藤春能が、細川成春の肖像を描かせ、着賛のことを依頼したものである。『半陶文集』で注目されるのは、題辭こそは「淡州太守成伯居士遺像賛」と

少しく丁寧であるが、注記を欠き、付記を欠いていることである。『半陶文集』を読むだけでは、横川の代作であることを判断することや、賛詞製作の背景を穿鑿することは不可能である。むしろ、後世の読者の誤解を招く原因を作っている。そもそも、作品集を編纂する際、すでに代作作品であるか否か判別し難い場合も多かったにちがいない。が、注記一つの有無により、作品の意味や価値が左右されるだけに、編纂者としては慎重に対処しなければならない点である。なお、彦龍周興(一四一九)は、鹿王門派に属して黙堂祖父に嗣法するが、外学はもっぱら横川より受けた。両者の作品集からも、横川の門生の中で最も期待され、寵愛されたのが彦龍であることは一目瞭然である。延徳三年に三四歳の若さで死去したが、時に師の横川は六三歳であった。

「桂林昌首座」は文明十四年に(4)「希谷字説」を製している。希

谷は、東福寺の□派少年に付された字号である。□派は、円尔下の癡元大慈を祖とする大慈門派に属した。字説の末尾には、「文明壬寅十一月吉辰、前相國横川景三」と署している。なお、桂林徳昌は、蘭溪道隆を祖とする大覚門派に属し、近江国の永源寺曹源門派の和甫齊忍に嗣法する。が、応仁乱後は建仁寺西来院の中に青松軒を営み、居住した。横川とは同世代であり、永源寺との因縁が深いところから、親交を有していた。

「季玉球藏主」は文明十五年(6)「如琢字説」を製している。如琢は、□玉少年に付された字号である。如琢□玉は、夢窓下の玉章璋の法嗣である。字説の末尾には、「文明十五年歲舍癸卯臘月吉辰、前相國横川景三」と署している。なお、季玉承球(一四五)は、横川と同じく慈濟門派の中の空谷明応を祖とする常徳門派に属し、雲岩承慶に嗣法する。文明十七年に死去しているが、横川「補庵京華別集」の「采炬佛事集」によると、「新圓寂季玉球公藏主禪師」は「收四十年才名於洛下」であり、「侍横川如足如手已矣何在、學桃源有始有終嗟乎成空」としている。四〇歳前後に藏主位で死去したが、生前は横川と桃源に親炙したことが判明する。時に横川は五七歳である。季玉は横川に親待した門生であった。

「用林材藏主」も文明十五年(7)「慶子敬住建長同門疏」を作製している。慶子敬のための同門疏・四六文である。なお、用林梵材(四一八三)は、横川「補庵京華統集」の「跋三國鷄天録後」文によると、「亀阜用林材公藏主、與余從游日久矣、公廻勝定帝師第四葉孫也」とある。天龍寺の僧であり、絶海中津の四世の孫である。また、横川「補庵京華別集」所収の文明十五年五月八日に製せられた「用林梵材藏主掩土佛事集」には、「三十七歳不生不滅不去不來」

とある。文明十五年に三七歳で死去している。時に横川は五五歳である。用林も横川に從學した門生の一人であった。

「梅雲」は延徳四年に<sup>(1)</sup>「仙桂字説」を製している。仙桂は、相国寺の僧である□芳のために横川が付した字号である。仙桂□芳は、常徳門派に属し、揚伯妙俊に嗣法している。字説の末尾には、「延恵壬子三月吉辰、前南禪横川叟景三、滌筆於小補之室」と署している。なお、梅雲承意(一〇五)は、同じく常徳門派に属し、仙巖澄安に嗣法している。横川、梅雲、仙桂はいずれも同門である。梅雲は、五山に出世することなく、等持寺前住のままで、永正二年に死去した。横川「補庵京華前集」の「梅雲字説」に「意從余而學有年、性資聰敏、罕見比也」と記すように、幼時より横川に從學した門生の一人である。

横川が他僧の代作作品であることを注記する例を紹介した。最終的に点検し、補筆し、署名したのは横川自身であろう。が、あくまでも代作作品であり、原作者は代作した本人に戻すべきであろう。また、「横川景三集」の場合、代作の作者はほとんどが横川に親炙した門生である。平素より、幼少より文筆の業を指導されて、横川から寵愛され、期待されていた僧達である。横川自身が自筆の作品集に収載した気持の中には、自己の指導の成果を確かめ、あわせて自己の名声に便乗させてこれら門生の独立に力を借したいという意志も働いていたのではあるまいか。

代作については、独特の混乱が生じ勝ちである。代作作品は、それを依頼する側も製作する側も、自己の意志や創作意図を反映させるという点で、完全に満足されることはなかったであろう。そこで、程度の差こそあれ、自己の作品集に収めることを躊躇したこと

であろう。また、世間に流布する際には、原作者の名前は消失し、代作を依頼した僧が作者に變ずる。この間の事情は、依頼者と代作作者をはじめとする当事者を除くと、不分明になりがちであった。さらに、当事者同士にとっては代作の注記は必ずしも必要ではないが、さりとて、注記は当事者以外の人が施すことは困難である。注記を欠く作品が、実際には代作作品であることは珍しいことではない。このように考えると、作品集の中に精確に注記して収められている代作作品は、その全体の一部分であると推測される。前掲の諸例より重ねて指摘すれば、景徐の代作作品の場合、(2)「大夏字説」は景徐の作品集には含まれず、(8)「泉叔字説」と(11)「智鳳居士像贊」は景徐の作品集では代作の注記が施されていない。彦龍の代作作品の場合、(10)「淡州像讚」は彦龍の作品集では代作の注記を欠いている。

混乱は、最終的には内容面の理解にまで及ぶことになる。代作の注記の有無により、例えば「余」「予」「我」「某」といった人称の実体が全く異なったものに変ずる。作者の真意が曲解されることにもなりかねない。

「横川景三集」に含まれる他僧の製した代作作品が、横川が代作を依頼した全作品の一部であることは、拙稿「禪林における『代作』について——門生としての彦龍周興の場合——」(『中世文学研究』第14号所収)において明らかにした。同稿では、彦龍の代作であるにもかかわらず注記を施すことなく「横川景三集」に収載されている例や、両者の作品集においてともに注記を欠く例なども紹介した。他僧の代作でありながら、横川が注記を施すことなく「横川景三集」に収載した例については、景徐にも認められる(彦龍「翰林胡廣集」の中に「代小補」と注記した「東野字説」が認められ

この作品は横川「補庵京華別集」の「東啓字説」と大略一致する。「補庵京華別集」では注記を欠き、末尾に「翰林葫蘆集」に欠いている「文明十七年歳會乙巳三月吉辰、前相國景三」を加える。「補庵京華別集」を見た読者（代作作品の取り扱い、認定が複雑で困難であることを痛感する）。

## II 自己の作品——文筆僧・師僧としての代作

横川が原作者であるからして、厳密に言えば「混入」ではない。が、作品の性格上、他作者のそれであると誤解される可能性が存する例について紹介する。

### （師僧としての代作）

幼童や年少僧のための代作に関しては、作品例も多いので、稿を改めて論じた。本項には、年長の門生のための代作例として、次の例を添えるに止める。

題	辭	製作年	所収作品集
(1) 冬節乗拂索話 <small>代提撰藏主、 提綱同上、 拈提同上</small>		文明11年	補庵京華後集

梅雲承意の冬節における乗払法語の索話、提綱、拈提が横川の代作であったことを示す。右の三作品の末尾には、横川自身の証明の語が付され、その冒頭に「己亥歲（歲）十一月二日、乃冬節也、梅雲意侍者、居東藏主乗拂、其索話・提綱・拈提三者、余代作」とある。文明十一年十一月二日の冬節に、梅雲は東藏主の位に拠って乗払を遂げる。乗払は、衆僧の中から選び出されて住持に代わって扠子を乗って説法することで、住持として出世するための必須の試練

であった。乗払法語は索話、問答、提綱、拈提の四部分より成立している。最も主要な部分は提綱であるが、梅雲の場合は、この部分を含めて三部分までを横川が代作したことになる。梅雲が住持として出世できたのは、横川の文筆の庇護の賜物であったと言っても過言ではあるまい。

### （書写経典への序・跋文）

書（印）写経典に付される序・跋文を代作することがあった。五篇が認められる。

題	辭	製作年	署名
(1) 書金剛經代不自		文明6年	不自齋親元書、
(2) 書壽量品後代杉原伊州守		文明11年	長恒拭淚書、
(3) 書金剛經后代杉原伊州守		文明11年	堅（賢）盛誦書、
(4) 跋壽量品代杉原伊州守、 走筆、		文明12年	賢盛誦書、
(5) 書法花經後代杉原伊州守、		文明12年	文明庚子六月十五日、 賢盛誦書、

いずれも武家のために代作した作品である。代作作品であることは、注記のみならず、末尾の署名によっても知られる。(1)「書金剛經」文は、不自斎蟠川親元のための代作で、末尾には「不自齋親元書」と署名している。「藤氏南嶺居士」の三回忌にあたり、故人の遺墨の紙背に工に命じて金剛経を印写させ、自らの感懐をも添え、冥福を祈っている。本文中には「藤氏南嶺居士、與余善」や「自寫卑懷、係各篇之后」とあるが、「余」は親元を指し、「卑懷」も親元の感懐である。(2)「書壽量品後」文は、安芸守杉原長恒のための代作で、末尾に「長恒拭淚書」と署名している。下野守結城政藤の死去にあたり、長恒は故人の書状数紙を継いで軸となし、工に命じて

壽量品を印写させ、冥福を祈っている。(3)「書金剛經后」文は、杉原賢盛のための代作で、末尾に「堅(賢)盛誦書」と署している。亡母「妙惠禪尼」の二十五回忌のために、金剛經を書写し、自己・賢盛の感懐を添えようとしたものである。(4)「跋壽量品」文は、杉原賢盛のための代作で、末尾に「賢盛誦書」と署する。「昌林久公大居士」(「先考」とある)の二十五回忌のために壽量品を書写して冥福を祈っている。文明十二年(二四八〇)四月十二日が二十五回忌であることより、康正二年(二四五〇)の死去となる。(5)「書法花經後」文は、杉原賢盛のための代作で、末尾に「文明庚子六月十五日、賢盛誦書」とある。「敬叟居士」(「先君」とある。また、例は「補伊賀守所書法華後」には「文明十五年癸卯正月十四日、乃先考伊賀太守敬叟大居士三十三日還歸也」とし、「先考」とある。杉原賢盛は養子であり、「敬叟居士」は養父の満(盛)の書写した法華經を補写した上で、後序文を製して冥福を祈ったものである。以上、五篇を依頼したのは、いずれも武家を代表する文人であった。特に杉原賢盛は、法名を宗伊と号し、和歌、連歌の上手としてその名を知られていた。長恒はその子(弟)である。また、横川と蛭川氏、杉原氏の親密のほどを示す結果にもなっている。

書(印)写經典に付される序・跋文を代作しているという点に、改めて注目する。經典を書(印)写する目的としては、祈願や追善等のためである。応仁の大乱後、世の中が安定するにつれて、經典の書(印)写の試みが多くなり、それらに序・跋文が付されることが一般的になっていく。序・跋文に書(印)写の目的や経緯を記すのに最も相応しいのは、書写者自身、あるいは書写のことを勧進した本人であると考える。ところが、祈願や追善のために經典を書写する人々

や勧進する本人達が、かならずしもその任に堪え得るとは限らなかつた。漢文を製する能力を欠く武人であったり、幼少の僧であったりする。そこで、序・跋文の製作をできるだけ時の著名な文筆僧に依頼することが行なわれる。禪僧の作品集にかなりの作品数が認められる所以である。ただし注意すべきは、多いのは書写者や勧進者に代わってその目的や経緯を記す場合であり、それらの人々の代作作品として製することは少ない。横川の五篇は、その意味では貴重な作例と言えよう。

(祈願文・幹縁疏)

理想的に言えば本人自身が文章化するのが望ましいが、代作のことが一般化している分野がある。公的性格が濃厚であり、しかも範例の存することが多いのが特徴である。

題	辞	製作年	署名
(1)	轉大藏經願文 <small>具取書尺</small>	応仁2年	應仁二年九月晦日、住持性賢白、
(2)	江州瑞雲山永安禪寺化修造疏 <small>并序定章</small>	文明4年	文明龍集壬辰四月吉祥日、化縁比丘永修謹疏、
(3)	秋庭修理亮平元重奉獻慈惠大師願書 <small>定章</small>	文明7年	元重敬白、文明乙未孟夏吉日、
(4)	重建大山寺根本堂幹縁疏 <small>并序</small>	文明11年	文明十一年歲舍己亥六月一日、沙門宥盛敬白、
(5)	愛宕護山修造幹縁疏 <small>并序</small>	延徳4年	延徳四年戊子三月如意珠日、願主信孝敬白、前南禪景三撰、□

祈願文や幹縁疏の類を集めた。祈願主や幹縁主(勧進元)がしかる

べき目的や経緯を記すのが理想である。が、時の文筆僧に依頼するのが通常のようにある。それぞれの作品の体裁を見ると、それぞれ祈願主や幹縁主の名を署しているが、横川の代作であることは注記していない。実際は代作であるが、それが一般化していたために、むしろ代作であることを特記しなかつたのであろう。禅林においても、一般世間においてもそのことが常識であつたために、(5)「愛宕護山修造幹縁疏并序」における「前南禅景三撰、□」は、むしろ特別な事であつた。そこで、表には示さなかつたが、横川はこの署名の下に「此一行長床坊主切望、故書、」と記すのである。前南禅寺住持の横川景三の撰文であることを明記することは、疏のみならず幹縁の目的に権威を付することになる。同時に、幹縁疏が代作であることを天下に表明することにもなつた。

(国書)

朝鮮や中国に使用する使節が持参する国書は、もっぱら五山の禅僧が製作した。

題	辞	製作年	署名
(1) 遣朝鮮國書	文明四年壬辰	文明4年	龍集壬辰冬十月三日、日本國源 <b>義政</b>
(2) 遣朝鮮國書	文明六年甲午	文明6年	龍集甲午九月 日、
(3) 遣唐表	文明七年乙未	文明7年	成化拾壹年乙未秋柳月廿八日、日本國王臣源 <b>義政</b>
(4) 遣大明表	文明十五年癸卯	文明15年	成化拾玖年癸卯春三月 日、日本國王 臣源 <b>義政</b>

(5) 遣朝鮮書十三行、二十四字	文明18年	龍集丙午八月四日、日本國准三后 道慶、
------------------	-------	---------------------

四六文で製せられるもので、時の將軍に代わつての製作である。將軍の署名、さらには國王印が捺されたことまで記しているが(注記す)、代作の注記は無い。それが常であり、禅僧にとつては、「国書」という定式の文体として心得られていたものであろう。(5)国書の「十三行、二十四字」の注記は、清書の作法である(1)国書の後にも「高麗書、無可獨子、直封」。なお、横川は国書に添えられる別幅の探求品目の一覽表をも筆録することがあつた(例をば、(2)お、(3)国書と別幅、(4)国書に付され別幅については、「慈源軒日録」の延徳四年七月二日条に収載される。前者については春陽景三が、後者については益之宗隆が写し置いたものを、龍泉)が転写している)。

(題辭の不備)

横川は、幼童や年少僧の名前に対して直接「試筆」の二字を付した題辭の詩を残す。

題	辞	製作年	所収作品集名	僧名
(1) 南陽少年試筆	有佳少年試筆	文明5年	補庵京華前集	南陽智鳳
(2) 有佳少年試筆	有佳少年試筆、日	文明5年	補庵京華前集	
(3) 季英少年試筆	季英少年試筆	文明5年	補庵京華前集	
(4) 正甫少年試筆	正甫少年試筆	文明5年	補庵京華前集	正甫(汝雪)法叔
(5) 元貞少年試筆	元貞少年試筆	文明5年	補庵京華前集	
(6) 濟公試筆	濟公試筆	文明5年	補庵京華前集	松蔭□濟

(7)	傳公試筆 <small>静安子、文良弟、</small>	文明5年	補庵京華前集	
(8)	旭公試筆	文明5年	補庵京華前集	
(9)	繼中少年試筆	文明5年	補庵京華前集	
(10)	東白少年試筆	文明6年	補庵京華前集	
(11)	雪岫年少試筆	文明6年	補庵京華前集	
(12)	景蘇少年試筆 <small>殿務之孫、</small>	文明6年	補庵京華前集	景蘇□泉
(13)	汝雪少年試筆	文明7年	補庵京華前集	汝雪法叔
(14)	崇公尊君試筆 <small>宗山兄、</small>	文明7年	補庵京華前集	就山永崇
(15)	洪公少年試筆	文明7年	補庵京華前集	
(16)	雪溪少年試筆	文明8年	補庵京華前集	雪溪周瑞
(17)	吉多神童試筆	文明8年	補庵京華前集	

文明五年から八年にかけて一七篇が認められる。いずれも幼童や年少僧の名が試筆詩の作者を示しているように解される。(1)詩について言えば、「南陽少年の試筆詩」の意味に解されるのが通常である。すなわち、これらの題辭を素直に解すれば、代作作品と理解するのが妥当であろう。が、横川の代作詩にしては、横川の法を嗣いだ幼童や年少僧が含まれていない。さらに、(16)詩を紹介する。

雪溪少年試筆

吟到君詩起我眠、白頭四十八華年、一門聞說春如海、叔父不癡花鳥邊、

内容的に少年の試筆詩とは考え難い。特に承句の「白頭四十八華年」については、作者の年齢が四八歳であることを詠出していると解される。文明八年には、横川が四八歳である。(16)「雪溪少年試筆」詩は、横川の唱和詩として理解するのが相応しい。他の一六篇

についても、事情は同様である。『補庵京華前集』所収のこれら一七篇の詩の題辭は、安易、簡潔に過ぎて誤解を招く。横川は、少なくとも「次韻」の二字を冒頭に置く等して、試筆唱和詩であることを明らかにするべきであった。

「混入」の観点より、「横川景三集」に収載される問題を含んだ作品について、整理、検討した。

—— 広島大学総合科学部教授 ——